

通学区域制に関する有識者会議設置要綱

（設置）

第1条 徳島県公立高等学校の全日制課程における普通科の通学区域制の在り方について検討するため、「通学区域制に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項を検討する。なお、検討結果については、徳島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告するものとする。

- （1）普通科高校における通学区域制の在り方に関する事項
- （2）その他通学区域制の在り方に関連して検討が必要な事項

（組織）

第3条 委員は、学識経験者、行政関係者及び学校関係者のうちから、教育長が委嘱する。

（座長及び副座長）

第4条 有識者会議に、座長1人及び副座長1人を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（運営）

第5条 有識者会議は、教育長が招集する。

- 2 有識者会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 有識者会議及び有識者会議の資料は原則公開とする。ただし、有識者会議に諮り、公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

（庶務）

第6条 有識者会議の庶務は、教育委員会事務局教育創生課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、有識者会議に諮り定める。

附 則 この要綱は、令和6年5月14日から施行する。